十二　［略］

十三　資金移動業に関する社内規則等

［十四・十五　略］

十六　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ　指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合　法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合　法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（登録申請者等への通知）

第七条　金融庁長官は、法第三十九条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書又は別紙様式第八号の二により作成した登載済通知書により行うものとする。

（資金移動業者登録簿等の縦覧）

第八条　金融庁長官は、その登録又は登載をした資金移動業者等に係る資金移動業者登録簿又は特定信託会社名簿を当該資金移動業者等の本店（外国資金移動業者又は外国信託会社にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（登録の拒否）

第九条　法第四十条第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　［略］

（業務実施計画の認可の申請）

第九条の二　資金移動業者等は、法第四十条の二第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三（特定信託会社にあっては、別紙様式第九号の三の二）により作成した法第四十条の二第一項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（業務実施計画のその他の記載事項）

第九条の三　法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（特定信託会社にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

［一～四　略］

十二　［同上］

十三　資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第三十二条において同じ。）

［十四・十五　同上］

十六　［同上］

イ　指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　その他参考となる事項を記載した書面

（登録申請者への通知）

第七条　金融庁長官は、法第三十九条第二項に規定する登録の通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。

（資金移動業者登録簿の縦覧）

第八条　金融庁長官は、その登録をした資金移動業者に係る資金移動業者登録簿を当該資金移動業者の本店（外国資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（登録の拒否）

第九条　法第四十条第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　［同上］

（業務実施計画の認可の申請）

第九条の二　資金移動業者は、法第四十条の二第一項の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三により作成した同項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（業務実施計画のその他の記載事項）

第九条の三　法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　同上］